

【ご紹介】TV会議システムについて

本部(大阪府吹田市)、大阪事務所(大阪府大阪市)、東京事務所(東京都港区新橋)の3拠点を繋いで打合せができるTV会議システムをご利用頂けます。

大阪事務所や東京事務所での打合せについては、これまでどおり対応させていただきますが、その他にも東京事務所ではTV会議による打合せも対応可能です*。

TV会議システムの利用をご検討される場合、まずは性能評価課の担当者までご連絡ください。

*:外部直接接続にも対応可能です。



TV会議システム (イメージ)



TV会議システムをご利用になられたお客様の声

- ✓ 途中で音声途切れたりすることもなく、とてもスムーズに打合せをすることができました。
- ✓ 大阪まで移動しなくても、顔を見ながらの細かな打合せが出来るので、大変助かります。

トピックス

▶▶ 2ページ目 ~ 4ページ目

昭和56年建設省告示第1102号が改正されました。
昭和56年建設省告示第1102号(設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準を定める件)が平成28年3月17日に改正され、同日から施行されました。

▶▶ 5ページ目

2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書

Vol.01において、本書の概要について紹介しました。今回から、指定建築材料の一つであるコンクリートに注目して説明します。

【認定情報】大臣認定期間・大臣認定申請方法

2016年4月現在、国交省へ大臣認定を申請してから約2ヶ月後に認定書が交付されております。

なお、国交省への大臣認定の申請では、『自社申請』または『GBRCによる代理申請』を選択できます。



☑ 自社申請 ^{注1)}

申請者様が自ら申請を行います。『国交省へ直接持ち込み、対面により受け付けてもらう方法』に加え、『郵送による申請書類の提出』も新たに選択できるようになりました。郵送による申請書類の提出をご希望される場合、まずはGBRCへお問合せ下さい。

^{注1)}: 郵送による申請書類の提出では、申請書類の内容について確認する必要がある場合、国交省担当者が申請者へ電話等による連絡をとることがあります。

☑ 代理申請 ^{注2)}

申請者に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明、申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応します。

^{注2)}: 交通費等負担金として、1件あたり1万5千円を申し受けます。



〔トピックス〕 昭和56年建設省告示第1102号が改正されました。(その1)

昭和56年建設省告示第1102号(設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準を定める等の件)が平成28年3月17日に改正され、同日から施行されました。

本告示は、建築基準法施行令第74条第1項第二号の規定に基づいて定められた基準であり、平成27年12月に改正された平成12年建設省告示第1146号にも関連しています。

今回の改正によって、これまで規定されていた第一号(現場水中養生またはこれに類する養生を行う管理方式)と第二号(構造体より切り取ったコア供試体またはこれに類する強度特性を有する養生を行う管理方式)に加え、第三号として『**標準養生(水中又は飽和蒸気中で行うものに限る)**』が行う管理方式』が追加されました。また、セメントの種類や設計基準強度の範囲、養生期間中の平均気温に応じた**構造体強度補正值**も定められています。

なお、今回定められた構造体強度補正值は、材齢28日の圧縮強度の平均値に対応するものです。

供試体の養生方法と圧縮強度の平均値が満足すべき基準^{注)} (昭和56年建設省告示第1102号をもとに作成)

条件	供試体の養生方法	試験材齢	圧縮強度の平均値が満足すべき基準
1	現場水中養生またはこれに類する養生	28日	設計基準強度以上
2	構造体より切り取ったコア供試体またはこれに類する強度特性を有する養生	28日	設計基準強度の0.7倍以上
		91日	設計基準強度以上
NEW!! 3	標準養生 (水中又は飽和蒸気中で行うものに限る)	28日	設計基準強度に、昭和56年建設省告示第1102号で定められている構造体強度補正值を加えた値以上



注) 昭和56年建設省告示第1102号では、コンクリートの強度に対して、条件1から条件3のいずれかを満足することを求めています。



〔トピックス〕 昭和56年建設省告示第1102号が改正されました。(その2)

昭和56年建設省告示第1102号で定められた構造体強度補正值

セメントの種類	設計基準強度 (F_c) の範囲	養生期間中の平均気温 (θ)	構造体強度補正值	
普通ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6	
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3	
		$\theta < 10$ の場合	6	
	$36 < F_c \leq 48$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	9	
		$\theta < 15$ の場合	6	
	$48 < F_c \leq 60$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	12	
		$\theta < 25$ の場合	9	
	$60 < F_c \leq 80$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	15	
		$15 \leq \theta < 25$ の場合	12	
		$\theta < 15$ の場合	9	
	早強ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$5 \leq \theta$ の場合	3
			$\theta < 5$ の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$10 \leq \theta$ の場合	3	
		$\theta < 10$ の場合	6	
	$36 < F_c \leq 60$ の場合	—	3	
	$60 < F_c \leq 80$ の場合	—	6	

注) 単位: 設計基準強度 (F_c) ... N/mm^2 、 養生期間中の平均気温 (θ) ... $^{\circ}C$ 。



Check !!
構造体強度補正值の表が追加されました。



〔トピックス〕 昭和56年建設省告示第1102号が改正されました。(その3)

昭和56年建設省告示第1102号で定められた構造体強度補正值

セメントの種類	設計基準強度 (Fc) の範囲	養生期間中の平均気温 (θ)	構造体強度補正值
低熱ポルトランドセメント	Fc ≤ 36の場合	15 ≤ θ の場合	3
		θ < 15の場合	6
	36 < Fc ≤ 60の場合	5 ≤ θ の場合	0
		θ < 5の場合	3
	60 < Fc ≤ 80の場合	—	3
	高炉セメントB種	Fc ≤ 36の場合	25 ≤ θ の場合
15 ≤ θ < 25の場合			3
θ < 15の場合			6
フライアッシュセメントB種	Fc ≤ 36の場合	25 ≤ θ の場合	6
		10 ≤ θ < 25の場合	3
		θ < 10の場合	6

注) 単位: 設計基準強度 (Fc) … N/mm²、 養生期間中の平均気温 (θ) … °C。



Check !!
構造体強度補正值の表が追加されました。



〔トピックス〕 建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い

Vol.01 では、『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』の中で、指定建築材料の一つであるコンクリートの取扱いについて記載されていることを紹介しました。

今回は、Vol.01 で説明した記載内容(全6項目。右図参照)のうち、一つ目の①について説明します。

- ① **JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいてJIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて**
建築用や土木用として、様々な種類のコンクリートが使用されていますが、そのすべてを建築物の基礎や主要構造部等に使えるわけではありません。建築基準法では、コンクリートについて下記のように規定しています。

Vol.01 で挙げたポイント(全6項目)

- ① JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいてJIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて
- ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント
- ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について
- ④ JIS A 5308の規定に明示的には含まれない種類の材料を使用する場合の留意点
- ⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について
- ⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

建築工事で使用するコンクリート

JIS A 5308に適合するコンクリート※ (建築基準法 第37条 第一号 に該当)

JIS A 5308の規定を満足するコンクリート。建築物の基礎や主要構造部等に使用する場合、JIS A 5308で定められている普通コンクリート、軽量コンクリート、高強度コンクリートのいずれかとなる。JIS Q 1001とJIS Q 1011に基づいた認証を受けていない場合、JISマークを付けることはできない(JISマーク表示製品以外の製品)。
なお、確認申請時に、建築主事や、GBRCのような建築確認検査機関の確認検査員がJIS A 5308に適合していると判断できれば、建築物の基礎や主要構造部等に使用することが可能となる。

JIS A 5308の認証を受けたコンクリート

GBRCのような登録認証機関から、JIS Q 1001とJIS Q 1011に基づき、JIS A 5308の認証を受けたコンクリート。JIS社内規格で標準化されているコンクリートが該当する。
納入伝票にJISマークを付けることができるため、JIS A 5308に適合することを容易に確認できる。

大臣が認定したコンクリート (建築基準法 第37条 第二号 に該当)

GBRCのような性能評価機関で性能評価を受け、大臣が認定したコンクリート。

その他のコンクリート (建築基準法 第37条対象外)

建築物の基礎や主要構造部等でない箇所に使用する場合、建築基準法第37条は適用されません。

※ 平成12年建設省告示第1446号では、JIS A 5308:2003への適合が規定されていますが、現在、本告示を改正(JIS A 5308:2014への適合を規定(ただし、回収骨材を使用するものを除く))するためのパブリックコメント(意見募集)が行われています。



【 性能評価委員会 】 スケジュール

2016年5月から2016年9月の間の委員会日開催程(予定日)は下記のとおりです(GBRCのホームページでもご確認頂けます)。

	5月	6月	7月	8月	9月
事前検討委員会 注1) (大阪)	13日	14日	15日	19日	16日
事前検討委員会 注1) (東京)	26日	23日	25日	29日	29日
承認委員会 注2) (大阪)	16日	20日	22日	22日	20日

注1) 事前検討委員会の審議は、大阪または東京のどちらかになります。

注2) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

注3) 諸事情により、委員会の開催日が変更される場合があります。

【 雛形 】 生コン工場単独申請 最新バージョン

2016年4月現在、別添等の雛形の最新版は、**ver. 11.1**です。
申請をお考えの方は、上記バージョンをご活用ください。
お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

【 編集後記 】

皆様も既にご存知のとおり、平成28年4月14日の夜に熊本地方でマグニチュード6.5(最大震度7)の地震が発生し、同月16日の深夜にも熊本地方で再びマグニチュード7.3(最大震度7)の地震が発生しました。この他にも、熊本から大分にかけて広い地域において震度5弱から震度6強の激しい揺れが頻発しており、今もなお予断を許さない状況が続いております。

今回の一連の地震によって亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を祈念いたします。

JIS規格の制定および改正

2016年1月から3月の間に、制定または改正、追補が発行されたJIS A 5308に関連する主なJIS規格は、下記のとおりです。

制定 JIS A 1158 試験に用いる骨材の縮分方法

改正

JIS A 0203 コンクリート用語

JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法

JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法

JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法

JIS A 1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法

JIS A 1132 コンクリート強度試験用供試体の作り方

JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法

追補

JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法

JIS A 1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法

JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法)

JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—空気室圧力方法—

JIS A 1150 コンクリートのスランプフロー試験方法

JIS A 1156 フレッシュコンクリートの温度測定方法

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課

担当者：坂本、津平、安田

連絡先：TEL 06(6966)7600

FAX 06(6966)7680

E-mail：seinou3@gbrc.or.jp